

**新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
長期優良住宅認定・低炭素建築物認定の
完了報告及び軽微変更の郵送などの注意事項**

1. 建築管理課に到達した日を受付日とするため、それを考慮して日数に余裕をもって発送してください。
2. 必要書類が全て揃っていることを書類送付時チェックシートでご確認のうえ、発送してください。チェックシートも同封してください。不足書類や記入の不備がある場合、受付せずに返信用封筒で正・副共にお返しする場合があります。
3. 郵送等は、発送者の責任において行ってください。追跡サービスなどで到達が確認できる方法での郵送をお勧めいたします。また郵送等にかかる費用は発送者が負担してください。

<お問い合わせ先>

川崎市まちづくり局指導部建築管理課
省エネ・CASBEE担当
電話 044-200-3026

■郵送先

川崎市 まちづくり局 指導部 建築管理課 省エネ・CASBEE担当 行

令和6年1月19日（金）到達まで

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル11階

令和6年1月22日（月）以降到達から

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 18階